## 一般用医薬品のインターネット販売の規制を求める要望書

2008年11月17日

内閣府特命担当大臣 甘利 明 殿

全国薬害被害者団体連絡協議会 代表世話人 花井 十伍

MMR(新3種混合ワクチン) 被害児を救援する会

大阪HIV薬害訴訟原告団 財団法人 いしずえ (サリドマイド福祉センター)

財団法人 京都スモン基金 薬害筋短縮症の会 薬害ヤコブ病被害者・弁護団全国連絡会議 陣痛促進剤による被害を考える会 スモンの会全国連絡協議会 東京HIV訴訟原告団 薬害肝炎全国原告団 イレッサ薬害被害者の会

SJS 患者会 代表 湯浅和恵

医薬品·治療研究会 代表 別府 宏圀

医薬ビジランスセンター

理事長 浜 六郎

薬害対策弁護士連絡会

代表 豊田 誠

薬害オンブズパースン会議

代表 鈴木 利廣

全国消費者団体連絡会 事務局長 阿南 久

全国消費者協会連合会 事務局長 長見 萬里野

全国地域婦人団体連絡協議会 会長 中畔 都舎子

特定非営利活動法人日本消費者連盟 代表運営委員 富山 洋子

社団法人 日本消費生活アドバイザー・コン サルタント協会

食の安全·監視市民委員会 代表 神山 美智子

東京消費者団体連絡センター

特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 会長 川島 霞子

## 要望の趣旨

私たちは、一般用医薬品のインターネット販売の禁止を求めます。

## 要望の理由

2006年に改正された薬事法(2009年6月施行予定)施行規則をめぐり、一般用 医薬品のインターネット販売が問題となっています。

改正薬事法により、一般用医薬品は、リスクの高さに応じて第1類から3類までの3つのグループに分けられ、第1類については薬剤師による説明文書を用いた積極的説明義務、第2類(風邪薬や胃腸薬など主要な一般用医薬品が入る)については薬剤師または登録販売者による積極的説明努力義務、第1類から第3類まで等しく専門家による相談応需義務が定められました。また、リスク区分に応じた店舗内の陳列方法や、薬剤師、登録販売者の名札明記などが求められます。

この改正は、ドラッグストアー等において、一般用医薬品が何の情報提供もなく販売されてきた現状を改善し、「対面販売」を原則とし、リスクの程度に応じた実質的な情報提供と専門家による相談応需を確保することを主たる目的として行われたものです。

厚生労働省は、施行規則改正案の作成に当たり、第1類と第2類について、インターネット販売禁止の規定を設けましたが、これは、医薬品の販売は、安全確保の観点から「対面販売」を原則とするという考えに基づくもので、法改正の元となった「厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会報告書」(薬害被害者や消費者団体代表が委員として参加)や国会の審議経過にも合致するものです。

私たちは、「対面販売」原則の強化という観点から、さらに第3類も含めたインターネット販売の全面禁止を求めています。仮に将来一定の条件のもとに例外的にインターネット販売を認める可能性があるとしても、それには十分な時間をかけた議論が必要であり、少なくとも改正薬事法はインターネット販売を予定していません。

これに対し、インターネット販売業者は、消費者の「利便性」を損ない、規制改革の流れに反するなどとして規制に反対し、第1類から第3類まですべての一般用医薬品についてインターネット販売を認めよと主張しており、規制改革会議も同一の立場をとっています。

消費者の求める「利便性」は、あくまで「安全性」を前提にしたものです。サリドマイドもスモンも一般用医薬品によって起きた薬害です。現在も、スティーブンス・ジョンソン症候群など一般用医薬品による重篤な被害が発生しています。

仮に、私たちが、ここで、インターネット販売の規制を放棄すれば、一般用医薬品の安全性確保は大きく後退し、将来に大きな禍根を残すことになることは明らかです。

是非、検討会や立法府において膨大な議論を積み重ねて制定した「改正薬事法」の基本的理念に基づき、一般用医薬品のインターネット販売原則禁止を貫いていただけるよう要望致します。